

消費税増税による負担の軽減を目的として

給 付 金

が支給されます

臨時福祉給付金

子育て世帯
臨時特例給付金

平成26年4月から消費税率が8%へ引き上げられたことを受けて、その影響を緩和するため、「高齢者世帯」や「低所得者世帯」、「子育て世帯」に対し、臨時的な給付金が支給されます。

所得の低い方に

臨時福祉給付金

支給対象者

平成26年1月1日現在、上ノ国町に住民登録のある方で
平成26年度分の住民税が課税されていない方

※平成26年1月2日以降に上ノ国町に転入された方は、
前の市町村での申請となります。

対象外

課税されている方に生活面の面倒を見て
もらっている場合などは除かれます。

《加算対象者》

- ・ 老 齢 基 礎 年 金
 - ・ 障 害 基 礎 年 金
 - ・ 遺 族 基 礎 年 金
- 等の受給者

【平成26年3月分の受給権があり、4月または
5月分の年金の支払いがある方が対象です。】

- ・ 児 童 扶 養 手 当
 - ・ 特 別 障 害 者 手 当
- 等の受給者

【平成26年1月分の手当等を受給している方が
対象です】

支給額 1人につき **1万円**

※『加算対象者』がいる場合は1人につき5,000円を加算

子育て世帯に

子育て世帯臨時特例給付金

支給対象者

平成26年1月1日現在、上ノ国町に住民登録のある方で
平成26年1月分の児童手当・特例給付を受給し、
平成25年分の所得が児童手当の所得制限未満の方

※特例給付とは、所得が高額な方について、
児童1人当たり月額5,000円を支給しているものです。

対象外

左記の臨時福祉給付金を受給する方

《対象児童》

支給対象者の平成26年1月分の
児童手当・特例給付の対象となる児童

支給額 対象児童
1人につき **1万円**

ご 注 意

- ①受け取ることができるのはどちらか1つの給付金です。
- ②生活保護を受けている方は、対象となりません。
- ③申請期間などは、**各市区町村により異なります**。上ノ国町以外が申請先となる方は、事前にその市区町村に問い合わせるか、ホームページなどで確認するようにしてください。

